

# テレビ撮影等の占用許可にあたって

ロケーション(映画、テレビ、ビデオ撮影)やアマチュアカメラマン等を対象とした団体による撮影会(モデル、風景等を対象)で、他の公園利用者の迷惑にならない程度の小規模の撮影に限ります。

事前に占用(使用)許可申請が必要です。ただし、内容によっては許可できない場合があります。また、許可内容と異なる場合は取り消しになります。

- ① 騒音や占用区域外に迷惑を及ぼし、地域交通に支障を生じる恐れのある撮影。
- ② 他の利用者等に誤解を招く恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、その他危険と思われる内容のもの撮影。
- ③ 当該公園で禁止している行為を行う撮影。  
例)サッカー、野球、自転車の乗り入れ、火気の使用など
- ④ 動物を持ち込む撮影。  
例)犬の連れ込みなど
- ⑤ 大道具、小道具、レール、クレーン、台車、発電機などを持ち込んでの撮影。
- ⑥ その他過去に占用し、事前の指導に従わず近隣から苦情が寄せられた企業等の申請。

## 使用できる時間

午前8時30分から午後7時までの間の、連続して2時間まで占用可能です。

土・日・祝日・振替休日の使用は、公園利用者等に配慮して許可できない場合があります。

なお、占用許可時間には準備及び片付け時間も含まれます。

## 占用(使用)料金

規則で定める占用(使用)料がかかります。

なお、大学や専門学校等の授業で使用する場合でも有料です。ただし、公園風景を長時間に渡り撮影する場合に限り、申請のみで料金はかかりません。

占用料	ロケーション	1時間あたり	16,875円
	写真(静止画)撮影	1時間あたり	1,912円

※ 一度納付した占用料はいかなる理由があろうとも返却はいたしかねます。雨天等により順延が予想される場合は事前に予備日を申請できます。

## 申請方法

別紙撮影申請フローをご確認ください。

【申請添付資料】 占用許可の可否を判断するため、以下の資料が必要です。

- ・当日の撮影内容のわかる脚本、絵コンテ、チラシなど
- ・撮影に関するスタッフ等の人数・役割等のわかるもの
- ・撮影場所を示した公園平面図
- ・公園施設、公園利用者に対する保護措置の内容がわかるもの

## 審査基準

次のような一般的条件を満たしているかどうかを審査します。

- ① 公園施設、工作物等の現状使用であること。
- ② 公園管理上著しい支障とならないこと。

- ※支障となる例
- ・都市公園の風紀を乱す恐れがあるもの。
  - ・公園の近隣住民や他の利用者に著しい迷惑を及ぼす恐れのあるもの。
  - ・事故の発生する恐れのあるもの。
  - ・公園施設を損傷又は汚損する恐れのあるもの。
  - ・他の公園利用を著しく制限してしまうもの。

### 特別許可条件

- ① 当日は主催者(責任者)がわかるように、明示すること。
- ② 主催者は近隣に迷惑をかけないように騒音や路上駐車・駐輪を防止するよう心がけること。
- ③ アンプ等による拡声、放送等はしないこと。
- ④ 他の利用者がいた場合でも、撮影区域外への移動を強制しないこと。
- ⑤ 公園利用者や近隣住民より苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって対応すること。
- ⑥ 園内に車両等を乗り入れないこと。
- ⑦ 公園内の電源設備等を使用しないこと。
- ⑧ 発生したゴミは、申請者が責任を持って園外へ搬出し処分すること。
- ⑨ その他、指定管理者が個別につけた特別条件、都市公園法、同施行令、中野区立公園条例、同施行規則等に従うこと。
- ⑩ 公園内の樹木、芝生、路面その他施設を損傷しないこと。仮に損傷した場合は指定管理者に報告を行い指示どおり修復すること。

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための特別許可条件

- ① 撮影に従事する者が感染もしくは濃厚接触者と判明した場合には、指定管理者により事前に連絡の上、占有者の連絡先を保健所等へ提出する必要があることに同意すること。
- ② 占有者の責任において、マスクの着用や検温、ソーシャルディスタンスの徹底など、感染症予防対策を必要に応じて講じること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言等が発令された場合、占有許可を取り消す場合がある。

以上を確認のうえ、申請します。

令和 年 月 日

〒 -

申請者 住所 .....

団体名 .....

代表者 .....

担当 ..... 連絡先 .....